

昭和六十二年法律第三十号  
土木・電気工事規則

目次

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ。）において指定科目を修め

おいて二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六ヶ月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、指

**第一條** この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

過しない者  
**第二章 社会福祉士**  
**(社会福祉士の資格)**  
**第四条** 社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有する。

**第五条** (社会福祉士試験)  
社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

**第六条**　社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

**(受験資格)**  
**第七条** 社会福祉士試験は、次の各号のいづれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条による、て同様。）による、て文部科学省

の第1回の「社会福祉と労働行政」の講義において、厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準

一 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関するものとして厚生労働省令で定める者

る基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定め

る者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設

等」という。において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの。三、学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労

会福祉士又は介護福祉士となることができない

い。心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

**第十一条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、社会福祉試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることができる。  
**第十二条** 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めることにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。  
**第十三条** 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていようと認めるときでなければ、指定試験機関の指定をすることはならない。  
**第十四条** 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。  
**第十五条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めた前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。  
**第十六条** 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。  
**第十七条** 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。  
**第十八条** 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。  
**第十九条** 申請者が、第二十二条の規定により指定を受取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。  
**第二十条** 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。  
**第二十一条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。  
**第二十二条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより立入検査を行う職員は、そのうちから選任しなければならない。  
**第二十三条** 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。  
**第二十四条** 第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第十五条** 指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第十三条第一項に規定する試験事務に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関する著しく不適当な行為をしたときは、事業計画の認可等）

**第十二条** 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度においては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
**第十三条** 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
**第十四条** 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。  
**第十五条** 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ。（社会福祉士試験委員）  
**第十六条** 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ。（報告）  
**第十七条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。（監督命令）  
**第十八条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。（報告）  
**第十九条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができ。（立入検査）  
**第二十条** 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物を検査させ、又は関係者に質問させることができる。（立入検査）  
**第二十一条** 指定試験機関がした処分等に係る審査請求（指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条规定並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。）

**第二十二条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
**第二十三条** 第二項の規定により立入検査を行ったとき、又は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。  
**第二十四条** 第二項の規定による命令により解任された職員は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

**第二十五条** 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条规定並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

**第二十六条** 第二項の規定による命令により立入検査を行ったとき、又は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。







る。この場合において、第二十九条及び第三十一条第二項中「社会福祉士登録簿」とあるのは「准介護福祉士登録簿」と、第三十条中「第二十八条」とあるのは「附則第四条第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「准介護福祉士登録証」と、第三十二条第一項並びに第三十一条第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第三十二条第一項中「社会福祉士に」とあるのは「准介護福祉士に」と、第三十二条第一項第一号中「第三条各号（第四号を除く。）」とあるのは「附則第三条各号（第四号及び第五号を除く。）」と、同条第二項中「第四十五条及び第四十六条」とあるのは「附則第八条において準用する第四十五条及び第四十六条」と読み替えるものとする。

（指定登録機関の指定等）

**第五条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に准介護福祉士の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条第三項及び第四項、第十一條から第十三条まで、第十六条から第二十三条まで、第十二十五条から第二十七条まで並びに第三十六条の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「附則第五条第二項」と、同項第二号中「その他の」とあるのは「その行う職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第四条第一項に規定する職業紹介の事業（その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。）その他の」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二条第二項第二号中「第十一條第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十二条第二項」と、同項第三号中「第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又是前条」と、第二十三条第一項及び第二十七条第一号中「第十条第一項」とあるのは「附則第五条第二項」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

**第六条** 前二条に規定するものほか、准介護福祉士の登録、指定登録機関その他前二条の規定の施行に関必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第七条** 准介護福祉士でない者は、准介護福祉士（准用）と、准介護福祉士でない者は、准介護福祉士とという名称を使用してはならない。

**第八条** 第四十四条の二から第四十六条まで、第四十七条第二項及び第四十七条の二の規定は、准介護福祉士について準用する。この場合において、第四十四条の二中「社会福祉士及び介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十五条及び第四十六条中「社会福祉士又は介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条第二項中「介護福祉士」とあるのは「准介護福祉士」と、第四十七条の二中「社会福祉士又は介護福祉士又は介護福祉士」と、第四十七条第二項中「介護福祉士となるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「准介護福祉士」と、「適応するため」とあるのは「適応し、並びに介護福祉士となるため」と、「相談援助又は介護等」とあるのは「介護等」と読み替えるものとする。

（介護福祉士試験の受験資格の特例）

**第九条** 第四十条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

一 平成二十六年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上（専攻科において二年以上介護福祉士として必要となる基礎的な知識及び技能を修得する場合にあつては、二年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に對しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者に對しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 抑制刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行

（該学校の専攻科（修業年限が二年以上であるものに限る。）において二年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者）

**第十条** 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに當たつては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

3 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に關する必要な事項は、政令で定める。

5 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

6 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に關し不正の行為があつた場合

7 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

**第十二条** 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録（次条から附則第十六条まで並びに附則第二十三条、第二十四条及び第二十六条において「登録」といふ。）を受けた者）若しくは職員又はこれらにあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（該学校において三年以上介護福祉士として必要となる基礎的な知識及び技能を修得した者）

一 平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要となる基礎的な知識及び技能を修得した者（次号に掲げる者を除く。）

2 一日から起算して二年を経過しない者

3 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの施行に關する事項は、厚生労働省令で定める。

（該学校において三年以上介護福祉士として必要となる基礎的な知識及び技能を修得した者）

一 平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要となる基礎的な知識及び技能を修得した者（次号に掲げる者を除く。）

2 一日から起算して二年を経過しない者

3 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行





の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一年一二月二二日法律第六〇号) 抄

(施行期日) (平成一年一二月二二日法律第六〇号) 抄

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第一項及び第千三百四十四条の規定

(公布の日)

附 則 (平成一二年六月七日法律第一一号) 抄

(公布の日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年四月二十五日法律第三五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定

(平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年一二月五日法律第一二五号) 抄

(施行期日) (平成一二月五日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定

(公布の日)

二 次条第一項及び第三項の規定

(公布の日)

三 第二条の規定及び附則第三条から第五条までの規定

(公布の日)

四 次条第二項の規定

(公布の日)

五 第二条の二の規定

(公布の日)

六 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十一条及び第十二条の規定

(公布の日)

七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第一号、第二号、第四号、第五号、第七号又は第八号のいずれかの要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。)に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福

祉士及び介護福祉士法第七号に規定する指定

号)に該当する者

三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

する要件に該当することとなつた者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二十九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

する要件に該当することとなつた者その他のその者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者(同日以後に学校教育法に基づく短期大学に入学し、当該短期大学において旧基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。)

三十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

三十九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四十九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

五十九 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十三 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十四 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十五 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十六 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十七 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

六十八 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二 現に第一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第二号に規定する要件に該当する者

二 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際前に学校教育法に基づく大学に在学し、同日以後に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第二号に規定する要件に該当することとなった者その他その他の者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者（同日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において同号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者を除く。）

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号に規定する要件に該当する者は、第二条の規定による改正後の同法第四十条第二項の規定にかかるわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

第六条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「旧法」という。）第三十九条各号のいづれかの要件に該当する者は、新法第三十九条の規定にかかるわらず、介護福祉士となる資格を有する。

第六条の二 この法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った者（前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。）は、新法第三十九条の規定にかかるわらず、当該当するに至った日（以下「要件該当日」という。）以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日（次項及び次条において「五年経過日」という。）までの間、介護福祉士となる資格を有する。

前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者（五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該當者」という。）が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該當者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

**第六条の三** 要件該當者であつて、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかわらず、五年経過日の翌日においても、介護福祉士となる資格を有する。

による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)  
**第三十八条** この法律の施行前に

法律の施行後にした行為に対する  
については、なお従前の例による。  
(その他経過措置の政令への委任)

### 第三十九条 この附則に規定するも

当該各号に定める日から施行する。

第一項の規定、第二条中障害者自立支援法

目次の改正規定（第三十一条）を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第七十七条の改正規定、同法第三条の改正規定（同法第四条第一項の改正規定）同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に「第三十二条において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第十七条の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第十七条の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

（検討）

第三十七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定（以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十一項の規定による新自立支援法第五十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

**第一条** この法律は、平成二十四年  
(施行期日)

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

を第四章の一とする改正規定及

条第一号の改正規定（「第二十八条の十二等一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定

**第二条** 政府は、この法律の施行後（検討）

して、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

年三月三十日までの間ににおいて

規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第二条第二項中「介護（喀痰吸引その他その者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」

号中「社会福祉士又は保健医療」とあるのは「社会福祉士法第三条第三項」、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第一項中「介護の業務に従事する者」（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次条第一項」と、「喀痰吸引等の」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八条第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）」とする。  
新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項及び第四十八条の三第一項の規定は、平成二十八年三月三十一日までは、適用しない。  
**第十三条** 平成二十八年四月一日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以下この条において「特定登録者」という。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定は適用せず、第五条の規定によつて改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項及び第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。  
特定登録者は、平成二十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士法第二条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定を適用する。  
前項の申請をしようとする特定登録者は、その申請に先立つて厚生労働大臣が指定する研修課程（次項及び第五項において「指定研修課程」という。）を修了しなければならない。  
厚生労働大臣は、第二項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をした介護福祉士登録証（次項において「特定登録証」という。）を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に係る研修その他前各項の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 特定登録者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から令和四年三月三十日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については、同年四月一日以後は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とする。

9 次に掲げる者（次項及び第十一項において「新特定登録者」という。）に対する新社会福祉士及び介護福祉士法の適用については、新社会福祉士及び介護福祉士法第一条第二項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは、「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第二号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは、「社会福祉」とし、新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項の規定は、適用しない。

10 平成二十八年四月二日から平成二十九年三月三十一日までの間に平成十九年一部改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号ま

二 平成二十九年四月一日から令和九年三月三十日までの間に平成十九年一部改正法附則第六条の二第一項の規定により介護福祉士となる資格を有するに至った者に對して、当該資格を有するに至った者であつて、当該資格を有するに至つた者であるに對して、当該資格を有するに至つた日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（介護福祉士試験に合格した者を除く。）

新特定登録者については、平成二十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間（前項第二号に掲げる者にあつては、平成二十九年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間）に申請をした場合には、同項の規定は、適用しない。

第三項から第八項までの規定は、新特定登録者について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあり、及び第四項中「第二項」とあるのは、「第十項」と、第五項及び第六項中「特定登録証」とあるのは、「新特定登録証」と、第八項中「附則第十三条第一項」とあるのは、「附則第十三条第九項」と、「附則第十三条第一項」とあるのは、「新特定登録者」と、「特定登録者」とあるのは、「新特定登録者」と、「同条第三項」とあるのは、「同条第十一項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下この項において「特定行為」という。）を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者（この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）は、厚生労働省令で定めることにより、当該特定行為の都道府県知事の認定を受けることができる。

都道府県知事は、前項の認定を受けた者に對しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。

者認定証の交付を受けている者に対する附則第十二条第一項の規定により読み替えた新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等」という。)のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等」という。)のうち」とし、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、同年四月一日から令和四年三月三十日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については、同年四月一日以後は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。





1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定  
公布の日